

医療費控除を申告する人は、「医療費控除の明細書」を事前に準備してください

- ▶人ごと、病院・薬局などの支払い先ごとに分け、支払った医療費を記入してください。明細書は、国税庁HPからダウンロードするか、税務署や市役所でも配布しています。
- ▶医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細書の記入を省略できます。
- ▶医療費の領収書の提出は不要ですが、税務署が必要に応じ、医療費の領収書の提示を求める場合があるため、自宅で5年間保存してください。

×領収書の添付



◎医療費控除の明細書



刈谷税務署での確定申告

問 刈谷税務署 ☎21-6211

原則、申告する本人のスマホを使用した申告指導を行っています。会場内のパソコンの台数に限りがあり、パソコンでの申告書作成には時間を要する場合があります。

時 2月16日(木)～3月15日(水)
9時～17時（平日のみ）

※2月19日(日)・26日(日)は開設

※公的年金を受給している人、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告手続きを行う人は、2月16日(木)以前（平日のみ）も、申告会場を設けています。

※駐車場数に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用してください。

※臨時駐車場は、市営神田駐車場です。1月20日(金)～3月15日(水)の確定申告受付日のみ利用可。利用する際は、駐車券を確定申告会場まで持参してください（駐車料金を一部補助）。

※指定時間内であってもお待ちいただく場合があります。

入場整理券が必要です

入場整理券の配布方法

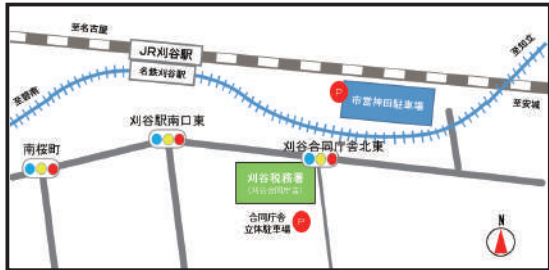
▶当日刈谷税務署で配布（先着順）

※配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

▶国税庁のLINE公式アカウントから事前発行を行う予定です。詳しくは国税庁HPをご覧ください。

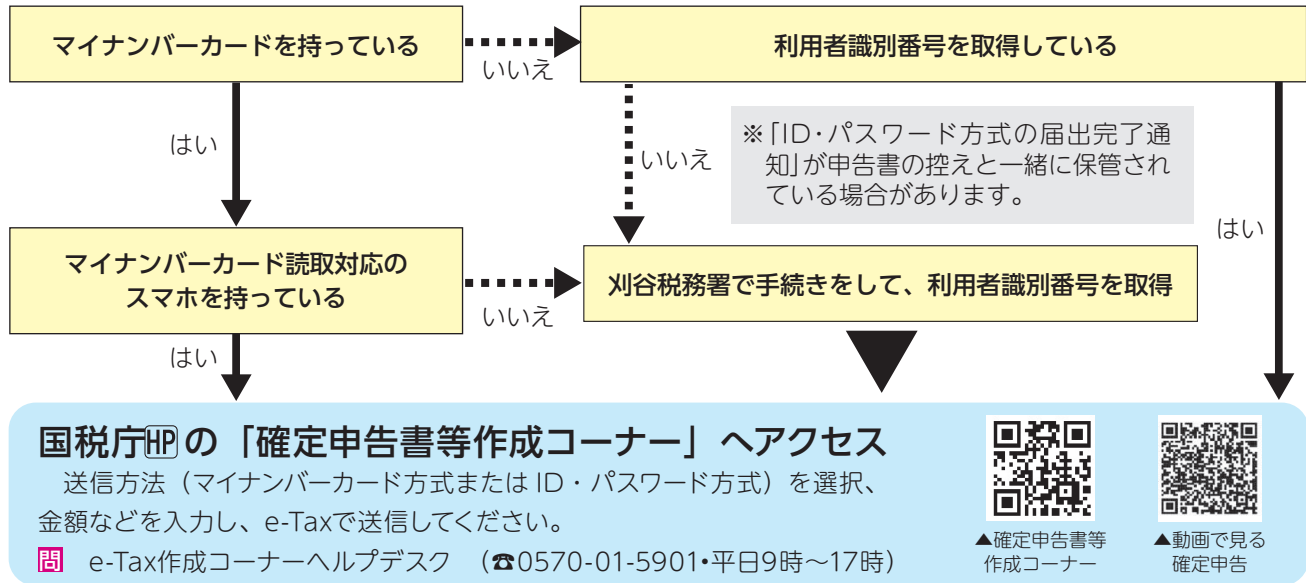


▲LINE友達登録



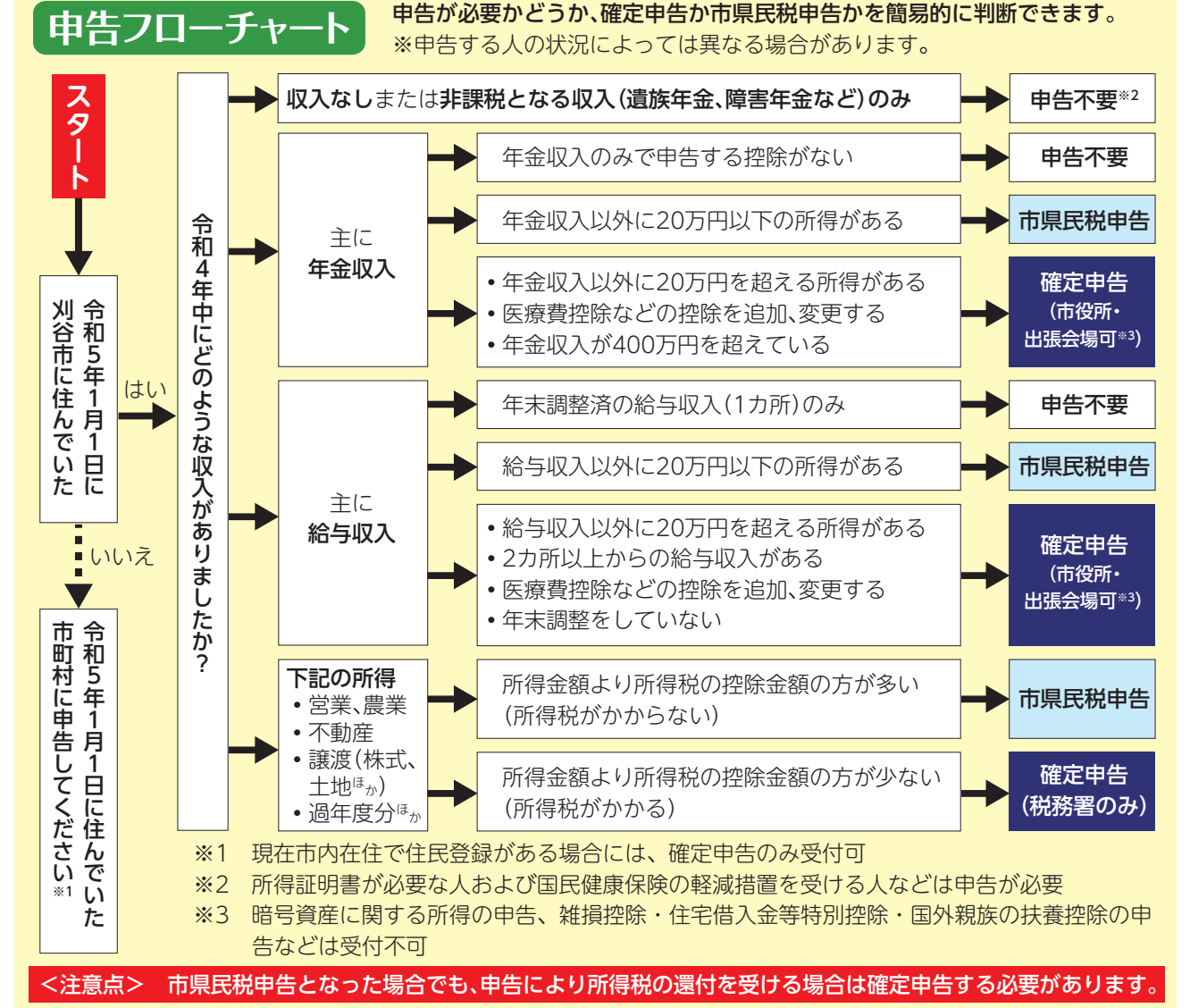
所得税の確定申告をする人

～インターネット上で確定申告ができるe-Taxをぜひ利用してください～



所得税と市県民税の申告受付が始まります

問 所得税の確定申告…刈谷税務署 ☎21-6211）、市県民税の申告…税務課 ☎62-1205）



申告に必要なもの（主な例）

	対象者	必要なもの
共通	全ての人	マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認ができるもの
該当する人が必要なもの	所得税の還付申告をする人	還付を受ける本人名義の金融機関の口座が確認できるもの
	お持ちの人のみ	昨年の確定申告書の控え
		利用者識別番号（16桁）や暗証番号が分かるもの
	収入関係	給与収入、年金収入がある人 → 源泉徴収票（給与支払者・年金支払者が発行）
		報酬や謝礼、個人年金を受け取った人 → 支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書など
		その他収入がある人 → 収入金額および必要経費が分かる書類
	控除関係	社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った人 → 払込証明書、控除証明書、領収書
		医療費控除を受けたい人 → 医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書ほか ※事前の医療費控除の明細書の作成が必須
		ふるさと納税などの寄附金を支払った人 → 寄附金の領収書・証明書 ※確定申告を行うと申請済のワンストップ特例申請は無効
	障害者手帳などをお持ちの人	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など